

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3年 4月 22日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ オカダコウムテン
氏名又は名称 株式会社岡田工務店

住所 〒633-2138 奈良県宇陀市大宇陀白鳥居44番地

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク オカダ ミツハ
代表者氏名 代表取締役 岡田 満

電話番号 0745-83-1573

FAX番号 0745-83-3382

メールアドレス okada-ko@gaea.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3年 4月 22日

届出者

氏名又は名称 株式会社岡田工務店

住 所 〒633-2138

奈良県宇陀市大宇陀白鳥居44番地

代表者氏名 代表取締役 岡田 満

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャオカダコウムテン 株式会社岡田工務店		
住 所	〒633-2138 奈良県宇陀市大宇陀白鳥居44番地		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク オカダ ミツル 代表取締役 岡田 満		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業所の所在地 事業者の住所	奈良県宇陀市大宇陀 下品52番地	奈良県宇陀市大宇陀 白鳥居44番地	令和3年4月5日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市大宇陀白鳥居44番地
株式会社岡田工務店

会社法人等番号	1500-01-009717	
商号	株式会社岡田工務店	
本店	奈良県宇陀市大宇陀下品52番地	平成23年 4月 1日変更
		平成23年 4月 1日修正
	奈良県宇陀市大宇陀白鳥居44番地	令和 3年 4月 5日移転
		令和 3年 4月 5日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和62年3月16日	
目的	1 土木建設工事業、とび・土工工事業、造園工事業、解体工事業及びその請負業 2 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業及びその請負業 3 石工事業、鋼構造物工事業、管工事業、水道施設工事業及びその請負業 4 舗装工事業、しゅんせつ工事業及びその請負業 5 塗装工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及びその請負業 6 産業廃棄物収集運搬業及びその請負業 7 前各号に附帯または関連する一切の事業 平成28年 7月 5日変更 平成28年 7月12日登記	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	

奈良県宇陀市大字陀白鳥居44番地
株式会社岡田工務店

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>岡田健治</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月 4日登記
	取締役 岡田健治	令和 1年10月31日重任
		令和 1年11月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>岡田満</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月 4日登記
	取締役 岡田満	令和 1年10月31日重任
		令和 1年11月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>岡田泰子</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月 4日登記
	取締役 岡田泰子	令和 1年10月31日重任
		令和 1年11月 8日登記
	取締役 岡田浩美	令和 1年10月31日就任
		令和 1年11月 8日登記
<u>奈良県宇陀市大字陀白鳥居43番地</u> <u>代表取締役</u> <u>岡田満</u>	平成28年 4月 1日就任	
	平成28年 4月 4日登記	
奈良県宇陀市大字陀白鳥居43番地 代表取締役 岡田満	令和 1年10月31日重任	
	令和 1年11月 8日登記	
<u>監査役</u> <u>岡田健寿</u>	平成29年 7月18日就任	
	平成29年 7月21日登記	
	令和 1年10月31日辞任	
	令和 1年11月 8日登記	
監査役 岡田健寿	令和 1年10月31日就任	
	令和 1年11月 8日登記	
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	平成28年 4月 4日登記	

奈良県宇陀市大宇陀白鳥居44番地
株式会社岡田工務店

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年7月20日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年4月12日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

土井哲也



定 款



株式会社 岡田工務店

株式会社 岡田工務店 定款

第1章 総 則

【商 号】

第1条 当社は、株式会社 岡田工務店と称する。

【目 的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建設工事業、とび・土工工事業、造園工事業、解体工事業及びその請負業
2. 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業及びその請負業
3. 石工事業、鋼構造物工事業、管工事業、水道施設工事業及びその請負業
4. 舗装工事業、しゅんせつ工事業及びその請負業
5. 塗装工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及びその請負業
6. 産業廃棄物収集運搬業及びその請負業
7. 前各号の附帯または関連する一切の事業

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を奈良県宇陀市に置く。

【公告方法】

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,600株とする。

【株式の記名式及び株券の種類】

第6条 当社の発行する株式はすべて記名式とし、その株券は1株券、5株券10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

【株券不所持の申出】

第7条 株主がその株式につき、株券の所持を欲しない旨の申し出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。
ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

【株式の譲渡制限】

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

【名義書換】

第9条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

【質権の登録及び信託財産の表示】

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は抹消についても同様とする。

【株券の再発行】

第11条 株券の分割・併合・汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

【手数料】

第12条 定款第9条、第10条及び第11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【基準日】

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日以後に募集株式の発行等・吸収合併・株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主として定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

【株主の住所等の届出】

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

【招 集】

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、予め定められた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに株主に対して招集通知を発するものとする。



【招集手続の省略】

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

【議 長】

第17条 当会社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故、もしくは支障があるときは、予め定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

【決議の方法】

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権数の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【決議の省略】

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- ② 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

【株主総会議事録】

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役・取締役会・代表取締役

【取締役の員数】

第21条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

【取締役の選任及び解任】

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
③ 取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

【取締役の任期】

第23条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

【取締役の報酬等】

第24条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

【代表取締役及び役付取締役】

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1人を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

② 代表取締役は、社長とする。

【業務執行】

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

【取締役会の設置】

第27条 当社は、取締役会を置く。

【取締役会の招集】

第28条 取締役会は、社長が招集し、会日の5日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議の方法】

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役会議事録】

第31条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作り、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第5章 監 査 役

【監査役の設定及び権限】

第32条 当社は監査役1名以上を置く。但し、監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

【選任及び解任の方法】

第33条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 監査役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

【監査役の任期】

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

【監査役の報酬等】

第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

【事業年度】

第36条 当社の事業年度は、毎年8月1日より翌年7月31日までの年1期とする。

【剰余金の配当】

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

【剰余金の配当の除斥期間】

第38条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 剰余金の配当による未払金については、これに利息を賦さない。

第 7 章 附 則

【その他】

第39条 本定款に規定のない事項は、すべて商法(会社法)その他の法令の定めるところによるものとする。

平成28年7月5日開催の臨時株主総会において変更承認可決

本定款は、現行定款の写しに相違ないことを証明する。

平成28年7月5日

株式会社 岡田工務店

代表取締役 岡 田 満



令和3年4月27日

この定款は原本と相違ない

株式会社 岡田工務店

代表取締役 岡田満

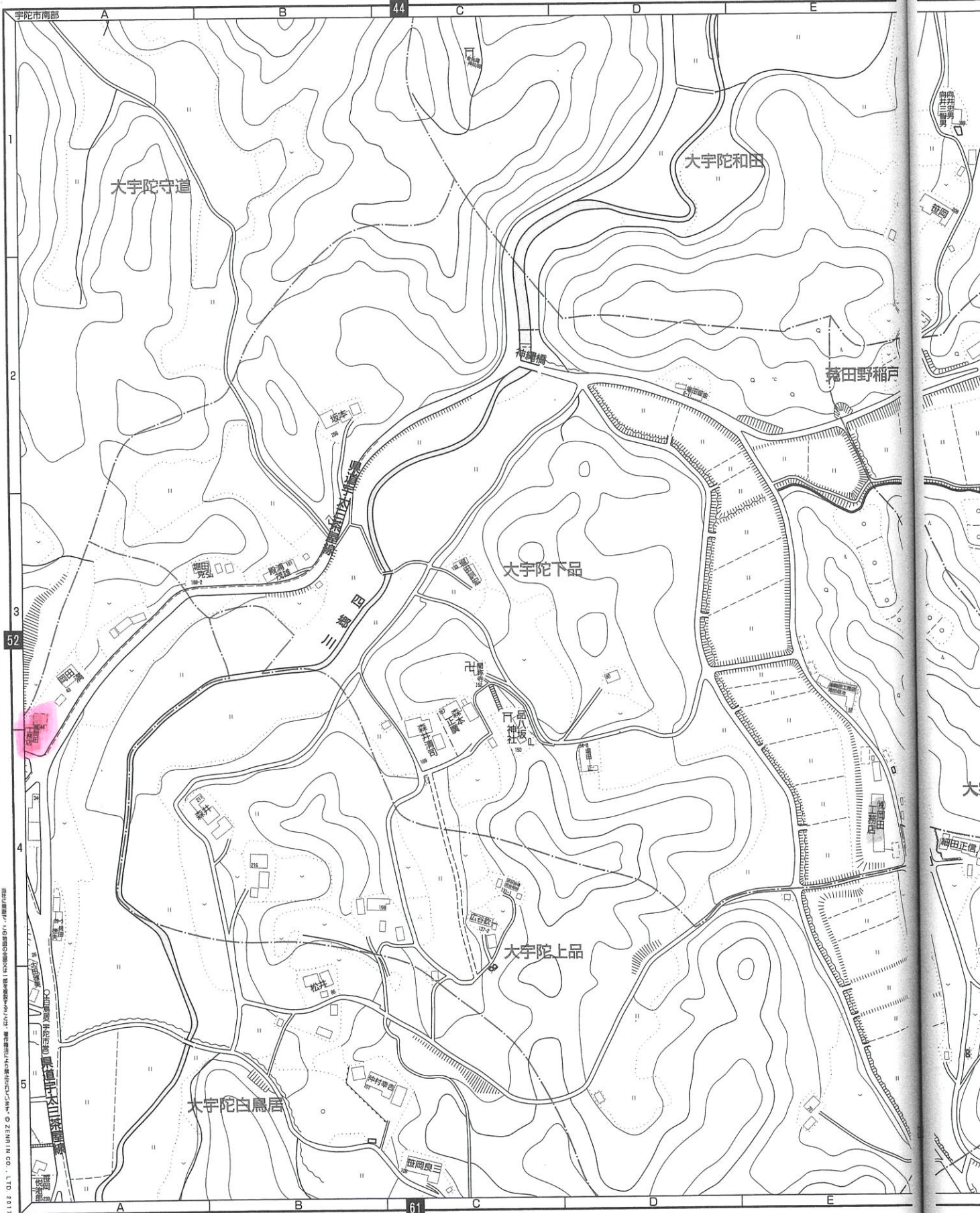




土地建物 **三和相互住宅販売株**
棟原萩原2844-17 TEL(0745)82-6677
http://sanwa10.com FAX(0745)82-6687

リフォームで便利&快適住まい
(株)水野設備
棟原笠間 ☎0745-82-0406 FAX82-6678

水道工事・電気工事の **奥窪電気設備**
本店 大宇陀西山291-4 TEL0745-83-2701 営業所 桜井市阿部1116 TEL0744-44-2511



(株)岡田工務店
使用貸借
建設業の学業許



令和3年4月1日
撮影



